

7月1日から

違反対象物公表制度が始まります！

この制度は、建物の利用者が自ら火災の危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、日田消防署が保有する火災危険性に関する「重大な消防法令違反」の建物情報を日田消防署のホームページで公表する制度です。

■「重大な消防法令違反」とは

設置が義務づけられているにもかかわらず、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていない建物

■対象となる建物

旅館・ホテル、病院、物品販売店などの不特定多数の人が利用する建物

■公表する事項

建物の名称、建物の所在地、違反内容

※詳細は下記にお問い合わせください。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備



建物を利用する前に
チェックしてみましょう



日田消防署予防係 ☎24 2 2 0 4

市長コラム 坂の上の雲を探して

53

新年度のスタートと共に、各団体・組織の総会が開催されます。特に5月は「総会ラッシュ」でほぼ毎日開催され、会の出席に追われる毎日です。行政関係も同様で、大分県市長会・九州市長会・全国市長会と続きます。これらの総会では、総務省から「財政課題・税制課題」の説明や国・県等への要望事項の確認や活動方針などが議論されます。どの自治体も、人口減少・高齢化の進む中で今後の自治体運営の難しさを実感します。そんな市長会ですが、県内・九州はもとより全国から集まる各市長と情報交換ができる市長会は、課題解決の糸口を探る上でとても貴重な時間となっています。それぞれの首長が、多岐にわたる課題を抱える中で、同じ立場で議論できることは私にとっても大切な場となっています。当事者感を持ち、学ぶことや伝えることもあります。

今回佐賀市で開催された九州市長会の総会の中で、防災についての対応プランなども議論され、九州において「災害」に対する関心の深さを改めて感じました。また、佐賀市の施策として「バイオマス産業都市さが」の取組が紹介されました。紹介された事業は「ごみ処理施設」と「下水処理施設」の活用への取り組みについてです。自治体のインフラとして欠かすことの出来ない施設ですが、いつの世も「迷惑施設」として市民の皆さんには敬遠される施設です。そのような施設ですが、共に資源やエネルギーを創出する施設として構築を図り、地域資源の好循環を生み出そうと、様々な知恵や工夫、民間活力を取り入れていきます。

日田市においても、人口減少の進む中で、これらのインフラの在り方には、更なる認識を深めることが重要だと気付かされた意見交換でした。

現在、清掃センターの更新や上下水道の企業会計適用を進めていますが、これらのことが未来に価値のある取り組みとなるよう、進めてまいります。

